

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第 25 回）議事要旨

1 日 時 令和 7 年 8 月 1 日（金） 13 時 30 分～16 時 45 分

2 場 所 農林水産省共用第 6 会議室（リモート開催）

3 出席委員 6 名（敬称略）

〔委員〕 水口智江可（部会長）、桑形麻樹子

〔臨時委員〕 増村健一

〔専門委員〕 西亜由美、藤代瞳

4 議事およびその要旨

（1）「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」の改正について【公開】

資料 3－1「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について（改正案）」が了承され、農薬原体部会決定として農業資材審議会農薬分科会に報告することとされた。

（2）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の農薬の登録申請に係る同法第 3 条第 2 項第 11 号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

① ジャパミリルア

不純物の毒性について資料を提出後、再審議することとされた。

② シンメチリン

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。

③ ベンジルアミノプリン

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。

（3）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る同法第 3 条第 2 項第 11 号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

① キノクラミン

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。

② フェリムゾン

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。

③ フェンメディファム

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。

(4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項(農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度)について

① ブロマシル

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。

② フロラスラム

審査報告書案の一部修正を行った上で、農薬分科会に報告することとなった。